

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、及びこれらへの図書に対する質問回答書を含む。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする物件供給単価契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物件(以下「物件」という。)を納入期限内に納入し、発注者は、契約書記載の契約単価(以下「単価」という。)に納入完了した実績数量を乗じて得た額の契約金(以下「契約金」という。)を支払うものとする。
- 3 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 発注者は、この契約の履行に知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 この契約により生じる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

- 第3条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ納入期限、契約単価その他契約書の内容を変更することができる。
- 2 発注者又は受注者は、契約期間中に経済情勢の著しい変動により、契約単価が著しく不適当となったときは、相手方に対し契約単価又は契約内容の変更を求めることができる。ただし、変動時においてすでに発注済の物件については、適応しない。

(検査前の紛失等)

- 第4条 第5条の規定による引渡しの前、物件を紛失又はき損したときは、その損害は受注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

- 第5条 受注者が物件を納入するときは、発注者の検査を受けこれに合格したものでなければならない。ただし、検査の結果不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期日までに改良し、又は適合する物件と交換し、再検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定による検査が完了し発注者に引渡しがあったときに所有権が移転するものとする。
- 3 物件の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物件の損失は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

- 第6条 受注者は、瑕疵担保契約期間中に生じた瑕疵について、発注者の指定する期日までに自己の費用をもって補修し、又は交換しなければならない。

(履行遅滞)

- 第7条 受注者の責めに帰する理由により契約を履行することができない場合は、発注者は受注者から違約金として、遅滞日数1日当たり、単価と遅延物件の数量を乗じて得た金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める割合(以下「財務大臣が定める割合」という。)を乗じて得た額を徴収することができる。
- ただし、一部についてすでに期限内に納入済であるときは、その遅滞部分について徴収する。
- 2 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入が遅れたときは、違約金を徴収しないものとする。
- 3 第5条第1項及び第6条第1項に規定する場合において、指定された期間内に受注者が良品を納入しないとき又は物件の補修をしないときは、前2項の規定を準用する。
- 4 発注者の責めに帰する理由により第16条の支払期限までに契約金を支払わない場合は、発注者は、受注者に対して第1項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第8条 受注者は、この契約における業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、秦野市個人情報保護条例(平成17年秦野市条例第15号)を遵守しなければならない。

(発注者の解除権)

- 第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責めに帰する理由により、納期内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なしに納期限が過ぎても契約を履行しないとき。
- (3) 受注者が納入期限又は第5条第1項若しくは第6条の指定期日までに良品を納入しないとき又は物件の補修をしないとき。
- (4) 発注者の監督若しくは検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前4号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、入札執行時に示した発注予定数量に単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(暴力団等排除に係る解除)

- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する

ことができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号。以下、本条及び第14条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は法人等(法人又は団体をいう。)(が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき、
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項に違反したと認められるとき、
- (3) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき、
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき、
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が、第1号から第4号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき、
- (6) 受注者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第5号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき、
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合には、受注者は、入札執行時に示した発注予定数量に単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第11条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定に当り、その命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令が確定したとき、
- (2) 受注者が構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同法第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき、
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

- 第12条 受注者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した発注予定数量に単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合にあっては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第13条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない金額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金支払いの日までの日数に応じ財務大臣が定める割合を乗じて得た額の利息を付した額と発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴を要する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が定める割合を乗じて得た額の遅延利息を徴収する。

(解除に伴う措置)

- 第14条 発注者は、この契約が解除された場合においては、引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。

(暴力団等からの不当要求行為等の排除)

- 第15条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当要求行為等を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当要求行為等を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当要求行為等による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当要求行為等による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(契約の費用)

- 第16条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約金の支払い)

- 第17条 契約金の支払いは、第5条による物件納入検査終了後、発注者が受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に秦野市指定金融機関を通じて行うものとする。
- 2 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変更が生じた場合は、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約を変更することなく、単価に消費税率変更分を加減して支払うものとする。

(紛争の解決)

- 第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、秦野市契約規則(昭和39年秦野市規則第23号)に基づくほか、その都度発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。